

請求書等

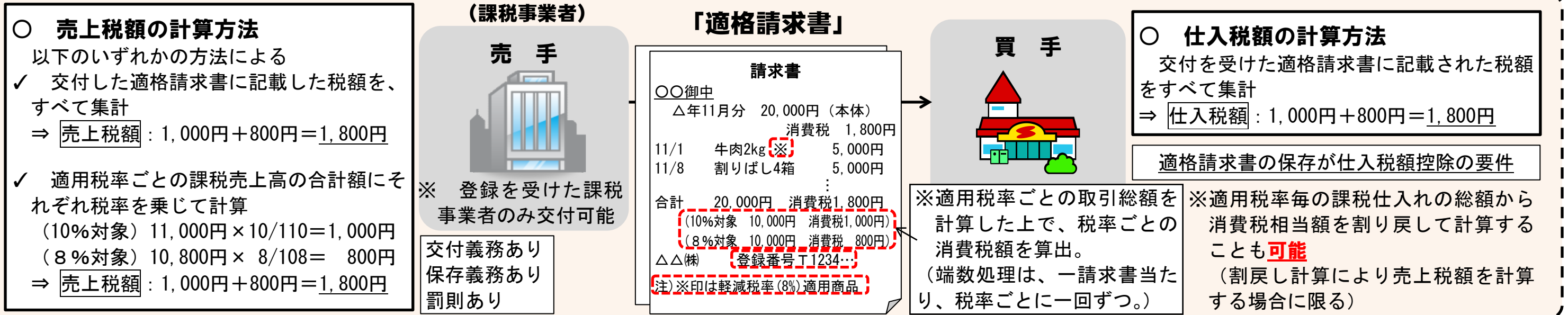
- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の適格請求書の交付、及び交付した適格請求書の写しの保存を義務付ける（登録を受けた課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
 - ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとの消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとする事ができる（適格簡易請求書）。
 - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒ 「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
 - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」⇒ 省略
 - ※ 売上に係る対価の返還等を行った場合、登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、対価の返還等の内容等を記載した適格返還請求書の交付・写しの保存を義務付ける
- 買い手は、帳簿及び適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書の記載事項につき、電磁的記録での提供も可能（電子インボイス）。
- 偽りの記載をした適格（簡易）請求書、適格（簡易）請求書であると誤認されるおそれのある書類の交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
 - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」（仕入税額については、帳簿上での積上げ計算も可能）と、
 - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」
 のいずれかの方法による事ができる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 2023年10月1日から導入（登録申請は2021年10月1日から）。

※ 免税事業者が2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる。



(経過措置)

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。

※ 自動販売機から購入する場合（3万円未満のものに限る。）や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。
ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。

※ 出荷者から委託を受けた受託者が卸売市場において卸売の業務として譲渡する生鮮食料品等や、生産者から委託を受けた農協等が無条件委託方式・共同計算方式により譲渡する農林水産物の場合は、当該受託者・農協等が作成した請求書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む）の保存により仕入税額控除が可能。